

## 船橋市コミュニティ行政推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 本市におけるコミュニティの育成と活性化を推進し、関係部局が有機的に連携してコミュニティ行政を総合的に展開するため、船橋市コミュニティ行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) コミュニティ行政に係る連絡調整に関すること。
- (2) コミュニティ行政の推進に係る情報交換及び調査研究に関すること。
- (3) その他コミュニティの育成に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民生活部長、副会長は自治振興課長をもって充てる。
- 4 会長は会務を掌理し、推進会議を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 推進会議の進行及び整理は、会長が行う。
- 3 推進会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

### (研究班の設置)

第5条 推進会議から付議された事項に関し、調査、研究するため、推進会議のもとに研究班を置く。

- 2 研究班は、推進会議の指示に基づき関係資料及び情報の収集を行い、所管事項について専門的に研究し、提案する。
- 3 研究班は、会長が指名するものをもって組織する。
- 4 研究班に会長が指名する班長を置く。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、自治振興課で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

市民生活部長
自治振興課長
政策企画課長
戸籍住民課長
市民協働課長
健康政策課長
地域保健課長
高齢者福祉課長
地域包括ケア推進課長
地域福祉課長
こども政策課長
障害福祉課長
クリーン推進課長
都市計画課長
公園緑地課長
学務課長
指導課長
保健体育課長
社会教育課長
文化課長
青少年課長
生涯スポーツ課長